



28 建住第 98 号  
平成 28 年 (2016 年) 5 月 16 日

一般社団法人 長野県建築士会会長 様  
一般社団法人 長野県建築士事務所協会会長 様  
一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会会長 様  
一般社団法人 長野県建設業協会会長 様

長野県建設部長



平成 28 年度長野県違反建築物防止週間の実施について (依頼)

平素より長野県行政に格別なる御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、違反建築の防止を図るため、別添「平成 28 年度長野県違反建築物防止週間実施要綱」に基づき実施することとしました。

つきましては、貴会員への周知をお願いするとともに、所期の目的が達せられるよう格段の御協力をお願いいたします。

長野県建設部建築住宅課指導審査係

課長：岩田 隆広

担当：泉 尚武

電話：026-235-7335

ファクシミリ：026-235-7479

E-mail：[kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp)

## 平成28年度長野県違反建築物防止週間実施要綱

### 1 目的

長野県違反建築物防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

### 2 期間

平成28年6月19日（日）から平成28年6月25日（土）まで

### 3 実施主体

長野県（各地方事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

### 4 重点事項

- (1) 建築工事現場の点検により違反建築物の早期発見に努め、所要の措置を講ずる。
- (2) 本期間を中心に工事又は特定工程が完了する予定となっている物件について、受検の徹底を図る。
- (3) 建築基準法第5条の6の規定に基づく工事監理者の選定及び適正な工事監理の徹底を図る。
- (4) 建築基準法第89条の規定による表示の徹底を図る。

### 5 巡視の実施

期間中、建築活動が活発な地域を中心に、計画的にパトロールを実施するものとする（岡谷市及び諏訪市にあっては諏訪地方事務所と、飯田市にあっては下伊那地方事務所と、塩尻市にあっては松本地方事務所と連携して実施）。

### 6 実施結果の報告

実施結果については、様式1及び2により、6月30日（木）までに電子メール（kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp）により県建築住宅課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあっては諏訪地方事務所が、飯田市にあっては下伊那地方事務所が、塩尻市にあっては松本地方事務所が取りまとめて報告）。